

第5回三春町文化財保存活用地域計画策定協議会抄録

1 日時 令和7年7月22日(火) 午前10時～12時

2 場所 三春交流館「まほら」2階学習室C・D

3 出席者
(委員)

氏名	所属・役職等	専門分野等	備考
増子 博保	三春町商工会 前会長	商工	会長
佐久間 保一	三春まちづくり協会・文化財保護審議会委員	地域振興	副会長
神山 史昭	中妻まちづくり協会	地域振興	
佐久間 正幸	沢石まちづくり協会	地域振興	
大内 忠一	要田まちづくり協会	地域振興	
鈴木 政男	御木沢地区まちづくり協会	地域振興	
細川 秀夫	岩江まちづくり協会	地域振興	
田村 信也	中郷まちづくり協会	地域振興	
圓谷 彰孝	三春町歴史民俗資料館友の会 会長	歴史	
玄侑 宗久	三春町和合会	文化財所有者	
廣田 吉三郎	文化財保護審議会 副会長	考古学	
小松 賢司	文化財保護審議会委員・福島大学人間発達文化学類 准教授	歴史学	
後藤 雅樹	福島県教育庁文化財課 課長	自治体	
(代理出席：福島県教育庁文化財課 佐久間浩之文化財主査)			
伊藤 晴之	三春町教育委員会生涯学習課 課長	自治体	

(事務局)

所属名	職名	氏名
三春町教育委員会	教育長	添田 直彦
三春町教育委員会 生涯学習課 歴史民俗資料館	総括主幹兼館長	平田 禎文
三春町教育委員会 生涯学習課 歴史民俗資料館	主査	西 宏恵

(文化財保存活用地域計画策定業務支援事業受託業者)

所属名	職名	氏名
株式会社 プレック研究所 歴史・文化計画部	部長	廣瀬 健
株式会社 プレック研究所 歴史・文化計画部	主査	森岡 里奈

4 欠席者

氏名	所属・役職等	専門分野等	備考
高橋 龍一	みはる観光協会 副会長	観光	
長田 城治	歴史民俗資料館運営協議会委員・郡山女子大学家政学部生活科学科建築デザイン専攻 准教授	建築学	

5 配布資料

- ・三春町文化財保存活用地域計画 序章～第2章、第4章（素案） 【資料1】
- ・歴史文化の特性・関連文化財群・文化財保存活用区域について 【資料2】
- ・将来像・課題・方針・措置について 【資料3】
- ・スケジュール・協議内容 【別紙1】
- ・三春町文化財保存活用地域計画策定協議会 委員名簿

6 議事の経過および要旨

1. 開 会

2. 委嘱状交付

三春町教育委員会教育長より、委員に委嘱状の交付

3. 教育長あいさつ

皆様、大変暑い中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

7月20日に田村大元神社の例大祭があり、町の民俗文化財に指定されている長獅子舞や三匹獅子舞が奉納され、町内外から大きな注目を集めました。しかし、このような三春町が誇る伝統文化の継承は非常に困難な状況に直面しており、町では文化財をしっかりと保存・活用するための三春町文化財保存活用地域計画の策定を喫緊の課題と捉えて、事務を進めているところです。委員の皆様からの協力を仰ぎ、令和5年度にこの会議がスタートしていますが、令和6年度には町民の方々向けのアンケートやまちづくり協会単位でのワークショップ、文化財保護審議委員会の皆様による文化財フォーラムを実施して、町民の方々と文化財の保存・活用の重要性を捉えてきました。昨日は文化財保護審議会の石田智子委員の講演会とワークショップを開催しましたが、満員御礼で素晴らしいフォーラムが開催できました。皆様のアンテナの感度が非常に研ぎ澄まされてきた感覚があり、大変嬉しく思っています。

さて、本日の第5回協議会では、地域計画を文化庁に提出するための最終段階として、現在までの進捗状況を説明し、これまでの取り組みについて、そして現行の素案の一部について意見をいただき、今後の見通しを共有したいと思っています。皆様の積極的なご発言をお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

4. 議 事

(1) 地域計画素案 序章～第2章、第4章について

事務局より、資料1、別紙1にそって説明

【説明概要】

- ・第5回協議会では、議事(1)で地域計画の序章(計画の概要)、第1章(三春町の概要)、第2章(宝物の概要)、第4章(既往の把握調査)の素案、議事(2)で第3章(歴史文化の特性)、第8章(関連文化財群)、第9章(文化財保存活用区域)、議事(3)で第5章(将来像)、第6章(課題・方針)、第7章(措置)について協議する。
- ・序章の計画期間については、令和8～12年度とし、令和7～11年度が計画期間の上位計画(第8次三春町長期計画基本計画、三春町第2期教育大綱)の進捗を踏まえて、次期計画の見直しを図ることとした。

- ・第1章の歴史的背景の歴史の区分は、田村義頭が三春城を築いた永正元年から天正18年までを田村氏時代、正保元年までを会津領松下氏時代、明治4年までを秋田氏時代、昭和30年に7町村が合併して現在の三春町が形成されるまでを近代、それ以降を現代とすることとした。
- ・第2章の指定等文化財・未指定文化財について、指定等文化財は106件で、未指定文化財は現在931件を把握しているが精査中である。
- ・第4章の把握調査について、調査状況が△や×である宝物は地域計画作成後に調査を進める予定である。

【質疑・意見】

(地域計画の期間・位置付けについて)

委員) 元々、地域計画は令和8年度に文化庁の認定を受けることを最重要視しており、上位計画の話はこれまで出てこなかったと思うが、認定を受けた後に関係してくるのか。

平田館長) 令和8年度に認定を受けた後も、計画は見直し、更新していく。その際、上位計画の改正と合わせて一年遅れで更新すると、予算等を反映しやすくなると思った。

委員) 認定を受けた後、計画を進めていく際には上位計画の下で運営するということか。

平田館長) 上位計画の下ではあるが、逆に地域計画の内容も上位計画に反映させ、整合性を取りながら更新していくつもりである。

(地域計画の独自性について)

委員) 現在多くの自治体で地域計画の作成が進められているとのことだが、三春町の地域計画にはどのような独自性があるのか。

平田館長) 計画の枠組みは全国共通だが、三春町が文化財の保存・活用を行う上での課題や実施すべきことを、今後計画に入れ込んでいく。それが独自性になると思う。

(文化財の種類・保管場所について)

委員) 古文書と歴史資料はどのように区分しているのか。資料1p.20では、寺関係の文書が歴史資料に分類されているように読み取れるが、文書は全て古文書ではないのか。

平田館長) 「高乾院の古文書等」としたものは、文書以外も含まれているため歴史資料に分類されているのだと思う。一方で、同じく歴史資料に分類されている「印可證文群」は文書であると考えられ、矛盾が生じている。指定当時の考え方に基づいており、曖昧な部分が多い。

委員) 古文書の指定文化財は、1点を1件として指定されているのではないか。例えば未指定文化財の川又家の文書群は、複数点をまとめて1件として数えるだろうから、歴史資料とするのが適切ではないか。

平田館長) 川又家の文書群は、実際には文書以外も含まれていると思うため「川又家資料」等として、ご指摘のとおり歴史資料に分類した方が分かりやすいかもしれない。意見を参考に検討する。

委員) 高乾院の文書は、高乾院で本堂を建てる際に福聚寺に移り、内容のリストアップもしているが、福聚寺で保管していて良いのだろうか。保管場所を検討する必要がある。

平田館長) 資料館にも場所がなく、福聚寺に保管をお願いしている状況である。高乾院で保管したいという話も出ているため、調整して計画に反映したい。

平田館長) 福聚寺で保管している文書は、歴史資料ではなく典籍に分類されている「高乾院の仏教典籍 1,710 点」であり、ここも混乱を招く区分になっている。文化財について普及するためには、分かりやすい区分であることも重要なため、指定等文化財の名称や類型の再整理についても計画に含めたい。

委員) 町指定の文化財類型は県の類型に準じているのか。

平田館長) 国と県の類型に準じている。

委員) 典籍の「高乾院の仏教典籍 1,710 点」は福聚寺で保管されているとのことだが、歴史資料の「高乾院の古文書」はどこで保管されているのか。

平田館長) 歴史民俗資料館で保管している。

指定等文化財の名称や類型を再整理すると共に、本来文化財を所持しておくべき場所の環境整備や、それが難しい場合の保管場所の確保について、計画に入れ込みたい。

(建造物の保存について)

委員) 資料 1p.1「中山家住宅は、所有者が現住する住居であるため…困難が生じています」について、昨年度の協議会で中山家住宅の移築について事務局に質問したところ、「国・県と協議中であり、所有者と地元住民の意見を聞きながら検討を進め、地域計画にも記載する予定」とのことだったが、現在はどのような状況か。

平田館長) 検討は進んでいないが、移築するしか方法はないと考えている。移築先は現住所がある沢石地区内になると思う。また、移築の前に復元して管理できる状態にする必要があるため、国や県から費用を支援いただく必要がある。堂平遺跡も含めて沢石地区の文化財の活用を進めていけるよう、住民と話し合う場を早急に設けたい。

委員) その内容は地域計画にも盛り込むのか。

平田館長) 移築先等の具体的なことまでは記載できないが、地域住民と話し合いの場を設ける等の検討に関しては盛り込む予定である。

委員) 保存すべき建造物に人が居住している場合、居住者が改築する可能性が高い。それを阻止するためには町が買い取るしかないと思うが、そのようなことは考えているのか。

平田館長) 指定文化財になると改築ができない。国の登録有形文化財は、内装の変更等であれば現状変更の届出が不要である。指定よりも緩やかな規制をかけたい文化財に関しては、町でもそのような登録制度を創設して保存・活用したい。

委員) 中山家住宅は国の重要文化財だが、町の登録文化財にするということか。

平田館長) 中山家住宅は国の重要文化財のままである。

委員) 移築の際には買い取るのだろうか。

平田館長) 不動産としての価値はすでになく、文化財としての価値だけだが、中山家については、の所有者から町に寄贈を受ける方向で協議している。

委員) 中山家住宅のような確実に保存すべき建造物は何件かあるのか。

平田館長) 全く改変を加えず現状維持で建造物を保存することは、現時点では考えていない。

委員) 「いわき市暮らしの伝承郷」のような民家園を作ることは、考えていないということか。

平田館長) 民家園としての活用は難しいと思う。所有者が生活に困らない程度の改変を加えな

がら保存していけるような制度を考えたい。

(文化財の盗難対策について)

委員) 最近 122 件もの仏像が盗まれた。幸い戻りつつあるが、見つからない場合や再発の可能性について懸念している。仏像がなくなれば祭りができない。盗難対策については記載しないのか。

平田館長) 盗難対策については計画の後段に出てくるため、議事 (3) で説明する。

(桜の調査について)

委員) 資料 1p.10「図 1-1：三春町の自然的・地理的環境」に主な桜がプロットされているが、2 年程前に実施した桜の調査のとりまとめは完了したのか。

西主査) 表としてはまとめているが、位置図の作成や写真の収集は途中段階である。

委員) 調査のとりまとめは今後も継続するのか。

平田館長) 継続する。

地域計画には、桜の分布図を載せる予定である。

委員) では、議事 (1) については委員の承認を得たということで議事を進める。

(2) 歴史文化の特性・関連文化財群・文化財保存活用区域について

事務局より、資料 2 にそって説明

【説明概要】

- ・第 3 章の歴史文化の特性については、三春町に関する事柄を時代順に並べ、政治、社会・生活、信仰・祭礼、交通、産業・工芸、自然で分類し、以下の案を設定した。
 - (1) 枝垂桜が咲き競う阿武隈の山里
 - (2) 三春城を仰ぎ見る城下町の文化
 - (3) 暮らしを支えた馬・蚕・葉煙草産業と三春人形・三春駒製作
 - (4) 各地の社寺祠堂が伝える祈りと祭り
 - (5) 自由民権が謳われた郡役所の町
- ・第 8 章の関連文化財群については、歴史文化の特性を基に以下の案を設定した。
 - ①春の三春を彩る桜
 - ②社寺に継承される多彩な祈り
 - ③地域に培われた祭りと伝統行事
- ・第 9 章の文化財保存活用区域については、歴史文化の特性を基に、以下の案を設定した。
 - ①旧三春城下町区域 (三春地区)

【質疑・意見】

(寺社・祠堂の表現について)

委員) 「社寺」と書いているが、これは近代以降に使われた国家隷属的な言葉であるため、歴史的には「寺社」が適切である。

平田館長) 寺社に付属する小さな祠等も含める表現として現在「祠堂」という言葉を使っているが、これについてはどうか。本来正しい使い方ではない気がしている。

委員) 祠堂は寺の建物を指すため、道端の小さな祠を指すのには適切でないと思う。

平田館長) 正しい表現としては「寺・社・祠・堂」と点で区切るべきなのだと思う。

委員) 資料のどこかに「堂祠」という言葉も出てきたが、そのような言葉があるのか気になった。

平田館長) 言葉の使い方を再整理したい。

委員) 言葉は国や県の使い方に準じているのか。

平田館長) そうではない。

(三春町に関連する町外の文化財の保存について)

委員) 郡山市のごみ焼却場の裏手の丘に、田村家の先祖の墓石がある。福聚寺に墓石を移して管理したいと郡山市教育委員会に連絡したことがあるが、大事なものであれば市外には出せないと言われた。しかし、管理されていないため保存状態がとても悪い。どうにかできないか。

平田館長) 基本的に現代の行政区分での管理しかできないが、田村家の墓の他にもデコ屋敷や雪村庵など、町の周辺には本来三春の文化圏内にあったであろう文化財が多くある。周辺の市町村との協力体制も生まれつつあるため、調査の上、価値を理解してもらい、協力を仰いで保存・活用を行っていくしかない。そのためにも、要田地区や岩江地区で、町外の周辺の歴史や文化も踏まえた文化財保存活用区域を次期以降に設定したい。

委員) 郡山市の田村氏の墓については以前から知っていたのか。

平田館長) 知っていた。

委員) では、田村家の墓については郡山市に保存するよう主張するのか。

平田館長) 郡山市の理解を得ずに主張はできないため、まずは地域計画で、町外の関係文化財調査について位置付け、調査を行えば良いと思う。

委員) 三春町で調査し、その結果を郡山市に提示するということか。

平田館長) どのように提示するかという問題はあるが、調査の際に郡山市の文化財部局や地権者の協力を仰ぐため、その過程で関係を築くことになると思う。

委員) 雪村庵の床下にハクビシンが住んでいることも気になっているが、郡山市の教育委員会是对応しないため、雪村庵保存会で対応しようとしている。田村家の墓には保存会等もないため心配だが、地域計画の中でまずは調査について位置付けるということで了解した。

(寺社・祠堂の表現について②)

委員) 先程の話だが、「社寺祠堂」は「寺社・祠」となるか。

委員) 祠堂は霊廟等の意味であるため、やはり適切でないと思う。「寺社及び祠」等になるかと思うが、悩ましい。

平田館長) 他市町村の事例も確認して検討する。

(3) 将来像・課題・方針・措置について

事務局より、資料3にそって説明

【説明概要】

・第5章の将来像については、上位計画等を踏まえ、案として「地域のみんなで“ゆかしい”宝物

を受け継ぎ、活かすまち」を設定した。

- ・将来像に基づく方向性を「受け継ぐ」、「活かす」とし、「受け継ぐ」に基づく措置を「調査・研究」、「保存・管理」、「防災・防犯」、「体制構築」、「活かす」に基づく措置を「普及・活用」、「情報発信」に分類して設定した。

【質疑・意見】

(文化財に関する教育・普及について)

委員) 資料 3p.3「体制構築」の教育・普及の措置について、授業で取り上げて欲しい内容を学校に相談することがあっても、擦り合わせが難しいと感じている。ここに記載されている措置は、学校と連携して問題なく行えるのか。

添田教育長) 学校にはカリキュラムがあるため、すぐに授業に反映するのは難しいが、来年度以降であれば、地域が子ども達に体験させたい内容を前向きに検討できる。地域計画の措置は計画期間中の長いスパンで実施していくものであるため、実現可能である。

(文化財を「育む」意識について)

委員) 樹齢 1000 年の文化財の桜は、樹齢 100 年の時から大切にされてきた。「受け継ぐ」、「活かす」の他に、今後文化財になるものを皆で「育む」という視点が必要だと思う。

現代人は樹齢 100 年の自分より年上の木であっても邪魔であれば切ってしまう。一定の年を超えたものに対する敬意を誘発するためにも、白山比咩神社のブナや歴史民俗資料館の裏にあるカシ等の桜以外の古木を紹介する地図等を示し、「育む」視点を持てるようにしてはどうか。

平田館長) 桜以外にも樹木の指定文化財やみどりの文化財があるが、それ以外の古木についても、地域の方にヒアリングしながら樹木の分布等の調査を行う旨を地域計画に盛り込みたい。「育む」という言葉も、将来像や方向性等に入れ込みたい。

(文化財の保存・活用の体制について)

委員) 措置が多く、全て歴史民俗資料館で対応できるのか心配になる。例えば「2-3 未指定文化財の登録制度を検討」や「3-5 三春城跡の保存・整備・管理計画を検討」、「3-7 堂平遺跡の復元・整備を検討」等は文化財保護審議会の管轄で、審議会が地域計画に歩調を合わせて検討するべきなのではないか。

「6-1 文化財パトロール事業の充実」は県の事業だと思うが、年々縮小している。これを町で実施するという事か。

平田館長) 県の事業の文化財パトロールとは別に、町でも独自に文化財の監視体制を整える事業を考えている。

措置は全て歴史民俗資料館で行うのではなく、観光や防災の部署とも連携する。

委員) それにしても多岐に渡っている。事業に何年要するか分からないが、認定後、計画の実行機関で専門員の雇用や後継者の育成をしなくては続かないと思う。根本的な部分で不安を感じる。

平田館長) 今期の計画期間は 5 年間のため、措置の中にも「…の検討」等の文言を多く使っているが、検討の結果、実行の有無や時期等について判断する予定である。また、「8-4 文化財行政に携わる専門人材(学芸員等)の継続的な雇用の確保」を設定している通り、継続的

に文化財の保存・活用ができるよう、専門の人材を確保することも地域計画に盛り込んでいる。

(文化財の防災・防犯について)

委員) 議事(1)で委員から文化財の防災・防犯について発言があったが、措置の内容についてどう思われるか。

委員) 文化財の窃盗がどれほど罪深いのかということの人々に認識して欲しい。新聞に載る仏像の窃盗の被害額はネットオークションを参考にした価格だが、出品されている仏像は全て盗品である。その価格を認めるということは、窃盗を認めているのと同じである。本当は1000万円以上出さなくては仏像など作れない。

委員) ネットオークションで扱うこと自体が信じ難い。

委員) 県や都内の区の行政職員が文化財を出品した事例をいくつか知っている。ネットオークションの市場自体も、文化財保護法に罰則規定がないことも良くない。

委員) 厳罰にすべきである。

委員) 遺跡の発掘現場で出土品が盗まれることもよくある。そもそも遺跡が出ると工事が止まるため厄介扱いされる。「育む」という言葉と現実は乖離している。

委員) 三春町の仏像の盗難も、被害額は何十億円に上るはずだが、あまり意識されていない。

委員) 日本情報考古学会の理事をしていた時には、形あるものは必ず壊れたり失われたり盗まれたりするため、3D等のデジタル化をして記録だけは取っておくことを勧めていた。そうしておけば、同じ材質でなくても同じ形に復元はできる。

遺跡の発掘現場では出土品が盗まれないようフェンスで囲ったり監視カメラを設置したりしていたが、無住職の寺はよく狙われる。セコムを活用する等して防犯体制を整える必要がある。

国際的に見ても、美術館に保管されている出土品はほとんどが盗品である。エジプトのスフィンクスのヒゲが大英博物館にあるが、エジプト政府にいくら要請されても博物館は返還しない。エジプトのネフェルティティの胸像も、第1次世界大戦の際にドイツ兵が持ち出して今はベルリンにあるが、返還されていない。日本でも、日韓併合の際に韓国から日本に流入した文化財が多くあるが、返還していない。視野を広げれば本当に大きな問題だが、まず出来ることとしては見回りの体制を強化する等しかないと思う。

平田館長) 盗難については、見回り体制や保管建物の防犯対策の強化、また、文化財の盗難が罰当たりなことであるという教育や啓発を「育む」の面から行っていく必要がある。

委員) アルソックやセコム等の監視カメラを設置して、いざという時に出勤してもらうのが一番良いかもしれない。

委員) 監視カメラを設置しても、警備員が来るまでに盗まれる可能性がある。赤外線センサーによって警報がなるシステムで、相手の盗む気力をなくさせる方法が一番良い。以前の職場で覗きがあり、監視カメラを付けても効かず、人感センサーライトを設置すると抑止力があつた。暗い場所は狙われやすい。

平田館長) 予算を鑑みながら、防犯の方法を検討していきたい。

(滝ザクラの継承について)

委員)「育む」話にも関連するが、中郷小学校に約50年前から活動している「滝ザクラを守る会」があり、今後、小学校が少子化で閉校することがあれば、継続されるのか気になっている。教育、保存、PR活動に関わるため、方針を定めるべきではないか。

インターネットでは出所の不明確な滝ザクラの苗が多く販売されているが、町では問題視していないのか。枝垂れ桜は、種から育てると芽が出ても枝垂れるものはほぼないため、接ぎ木をして枝垂れさせる必要がある。しかし、花木振興会の生産部会は会員が少なく、今後解散する可能性が高い。注文は全国からあるが、滝ザクラの苗の育成、販売は途絶えるかもしれない。定年後に販売や普及を手伝うことは考えていたが、今植えてある苗の育成方法は分からない。滝ザクラの子孫を残すという点で、そのような部分も踏まえてもらいたい。自分が継げない場合は特許を取って偽物が販売されないようにすることも町長に相談した。

資料3p.1に「町内には、47の行政区に…」とあるが、平成9年度から行政区を集約する動きがあるため、「〇年現在」と記載して欲しい。

委員)中郷地区で樋渡区と蛇石区が1つに集約される件か。

委員)完全に1つにすることは難しいため、2つの区から1人の区長を出すことになると思う。

委員)昔、過足区から紙漉を分離させる話があったが、立ち消えた。区長は、統合することはあっても分離することはないと言っていた。

委員)今後、中郷地区の区長が4~5人に減ってしまう可能性もある。

平田館長)最初の質問について、たしかに地域に根差した活動が出来なくなっている団体の事例もある。統合された学校でも取組みが継続されるよう、考えながらやっていきたい。

添田教育長)三春町の宝物は、子供達にとっても宝物である。中郷小学校の活動は非常に意味のあるもので、統合された学校でも何らかの形で継承する動きは始まっている。

平田館長)滝ザクラの苗の販売については、今まで振興会等にお世話になってきた。継承者不足は町でも問題視しており、関係者と協議しながら育成していくつもりである。滝ザクラのブランディングや子孫桜の認証制度、苗の管理方法についても、近々協議をする予定もある。具体的には、次回協議会で措置として提示したい。

(情報発信について)

委員)措置「12-6 外部媒体との連携の強化」について、これまでは自分達でTV、新聞等と連絡を取り、地元の獅子舞等の情報発信をしていた。今後は町から外部媒体に依頼するということか。

平田館長)そのように明言はできないが、町内の年間行事を正確に把握し、外部媒体からの依頼が地域にまとめて事前通知されるような体制を整えたい。そのために伝統行事を継承している団体と連携をとるのが、一番大事だと思っている。

(文化財を「育む」意識について②)

委員)「育む」視点で、100年後の文化財を育てていく意識が大事である。先程樹木の調査について話があったが、100年後に現在の景観を残す観点でいえば、古民家の調査も「調査・研究」に含める必要があるのではないか。また、町役場の行政文書やアーカイブも100年後の大事な古文書であり、令和時代の三春を語る上で欠かせない資料である。それらを今か

ら守っていくことも「育む」視点で組み込んで欲しい。

平田館長) 樹木だけでなく古民家や文書の調査・保存についても考えていきたい。

委員) 町役場に東日本大震災の復興構想会議の資料を寄贈したいと願い出たことがあるが、担当者が面倒がり叶わなかった。今も家にあるため、町役場での保管場所を考えてもらえるとありがたい。

平田館長) 他部署とも相談し、管理・活用する体制を整えた上で、歴史民俗資料館で保管できるか検討する。

委員) 先のことは分からないため、活用方法の検討に時間を要する前に保存することも重要である。

増子会長) 他に何かあるか。

なければ事務局は本日の意見を共有の上、修正等して欲しい。

平田館長) 別紙 1p.1 にあるように、次回は 10 月に全体の素案についてご相談する。本日挙げたもの以外にも措置の案があれば、10 月の協議会より前に教えていただければ考慮する。また、出来れば 10 月の協議会の前に書面会議を開催したいと考えている。年度末には形になるよう進めていきたいため、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

4. 閉 会